

肥料価格高騰緊急支援事業費補助金交付要綱

制 定：令和4年10月17日付け4生流第275020号

(趣旨)

第1 この要綱は、肥料価格高騰緊急支援事業実施要領（令和4年10月17日付け4生流第275038号、以下「実施要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、県が香川県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）に交付する補助金に関し、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助率)

第2 第1に規定する事業に要する経費及びこれに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3 県協議会の長（以下「県協議会長」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に知事が必要と認める書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4 知事は、第3の規定により提出された補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは交付を決定し、その内容を県協議会長に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するため必要があるときは、規則第6条に基づき条件を附するものとする。

(補助事業の変更)

第5 県協議会長は、事業の内容について別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の補助事業変更承認申請書を受理したときは、これを審査し又は必要に応じて現地調査等を行い、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付して、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の遅延等)

第6 県協議会長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(補助事業実績報告)

第7 県協議会長は、補助事業を完了したときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8 知事は、補助事業実績報告書を受理したときは、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めた時は、交付すべき補助金の額を確定し、県協議会長に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9 補助金の交付は精算払いとする。ただし、すでに着手した事業で必要と認めるものについて、補助金の概算払をすることができる。

2 精算払によって補助金の交付を受けようとする県協議会長は、補助金の額の確定通知を受理した後に、請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

3 概算払によって補助金の交付を受けようとする県協議会長は、概算払請求書(様式第6号)に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第10 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 県協議会長がこの要綱に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。

(2) 県協議会長が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。

(3) 県協議会長が補助金の交付の条件に違反したとき。

(4) 補助事業の実施が著しく不相当と認められたとき。

2 前項の補助金交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(関係書類の保管)

第11 補助事業に係る帳簿及び関係書類は、国要領第15の規定に準じて、当該年度終了の翌年度から起算して、5年間整備保管しなければならない。

(その他)

第12 この要綱に規定するもののほか必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年10月17日から施行する。

別表

区 分	経 費	補助率	重要な変更
肥料価格高騰対策事業 1 肥料価格高騰対策事業	実施要領別記 1 に基づき行う事 業にかかる経費	定額	1 取組実施者の変更 2 補助事業の中止又は廃止 3 県協議会における当該補助 金の増又は 30%を超える減
2 肥料価格高騰対策推進事業	実施要領別記 2 に基づき行う事 務に要する経費	定額	4 取組実施者ごとの当該補助 金の増又は 30%を超える減